

印 紙

県有財産売買契約書(案)

売扱人 長崎県知事 ○○ ○○(以下「甲」という。)と買受人○○ ○○(以下「乙」という。)とは、県有財産の売買について、次のとおり契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(売買物件及び売買価格)

第2条 甲は、末尾記載の物件(以下「売買物件」という。)を売買価格(以下「代金」という。)

金 円(うち、土地代金 円)で乙に売り渡し、
乙はこれを買い受けた。

(契約保証金)

第3条 乙は、この契約締結と同時に、契約保証金(代金の百分の十以上の金額)として

金 円を甲の指示する手続きにより、甲に納付しなければならない。

2 第1項の契約保証金は、第2条に定める代金に充当することができることとし、この場合の契約保証金には利息は付さない。

3 甲は、乙が第4条に定める義務を履行しないとき又は乙の責に帰す事由により第6条の所有権の移転前に本契約を解除したときは、第1項の契約保証金を県に帰属させることができる。

4 第2項及び第3項以外の場合においては、甲は、乙の本契約の義務の履行を確認した後、乙の払戻し請求書の提出を受けて契約保証金を還付するものとする。ただし、この場合の契約保証金には利息は付さない。

(代金の納付)

第4条 乙は、第2条に定める代金を甲が別途発行する納入通知書により、令和8年3月31日までに甲に納付するものとする。

(遅延利息)

第5条 甲は、乙が第4条に定める納付期限までに代金を納付しないときは、納付期限の翌日から完納の日まで未納代金につき年利2.5パーセントの割合で遅延利息を徴収するものとする。ただし、天災、事変等により止むを得ないと認められるときは、この限りではない。

(所有権移転の時期)

第6条 売買物件の所有権移転の時期は、乙が代金(第5条に定める遅延利息を含む。)の支払いを完了した日、又は令和8年4月1日のうちいざれか遅い方の日とする。

(所有権移転登記)

第7条 売買物件の所有権移転登記は、登録免許税その他の経費を乙の負担で引渡し後、甲が行うものとし、第15条に規定する買戻し特約登記についても同様とする。

(特約条項)

第8条 乙は、売買物件が売買契約書添付の物件調書（別紙1、2）記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

(契約不適合責任)

第8条の2 乙は、物件調書の内容を承諾して購入したものとする。また、売買契約締結後、売買物件が物件調書の記載に適合しないことを発見したとき又は引渡された物件が種類、品質又は数量に関する契約の内容に適合しないもの（地中埋没物、土壤汚染、地下水汚染、地盤、地質、水質等を含む）であったときでも、甲は責任を負わないものとし、乙は履行の追完、売買代金の減免、損害賠償の請求、または契約の解除をすることはできない。

(危険負担)

第9条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰することができない事由により滅失又は毀損した場合には、甲に対して代金の減額又は損害の賠償を請求することができない。

(用途指定)

第10条 甲は、売買物件について、第11条から第14条までに定めるところにより乙と用途指定の特約をする。

(指定用途)

第11条 乙は、売買物件を提案があった事業の用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならぬ。

(指定期間)

第12条 乙は、売買物件を本契約締結の日から5年間（以下「指定期間」という。）、指定用途に供さなければならない。（指定用途に供するために必要な工事等があればその期間は除く）

(所有権の移転の禁止)

第13条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件について売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転（以下「所有権の移転」という。）をし又は所有権の移転を主たる目的とする合併をしてはならない。

(権利の設定の禁止)

第14条 乙は、本契約締結の日から指定期間満了の日まで、甲の承認を得ないで、売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定（以下「権利の決定」という。）をしてはならない。

(買戻しの特約)

第15条 甲は、乙がこの契約締結の日から第2項に定める買戻期間満了の日までにおいて、甲の承認を得ないで、売買物件について次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、売買物件の買戻しをすることができる。

- (1) 第13条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき。
- (2) 第11条及び第12条に定める義務に違反して指定用途以外の用途に供したとき。
- (3) 第13条及び第14条に定める義務に違反して所有権の移転又は合併、権利の設定をしたとき。

2 第1項に定める買戻しの期間は、本契約締結の日から5年間とする。

(用途指定の変更、解除等)

第16条 乙は、売買物件の全部又は一部について、やむを得ない事由により第11条から第14条までに定める用途指定の変更又は解除をする必要がある場合には、詳細な事由を付した書面により甲に申請しなければならない。

2 甲が前項の申請に対し承認する場合には、書面によって行うものとする。

(実地調査等)

第17条 甲は、乙の第11条から第14条までに定める用途指定の履行状況を確認するため、隨時に実地調査又は実地監査を行うことができる。

2 乙は、本契約締結の日から第12条に定める期間満了の日までのうち甲が必要と認めるときは隨時に、売買物件について所有権の移転又は合併、権利の設定を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記簿謄本その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を甲に報告しなければならない。

3 乙は、正当な理由なく第1項及び第2項に定める実地調査又は実地監査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(違約金)

第18条 乙は、第11条から第14条までに定める用途指定の義務に違反したときは次の各号に定めるところにより、甲に対し、違約金を支払わなければならない。

(1) 第12条に定める義務に違反して指定期間中に指定用途に供さなくなったとき（指定用途以外の用途に供したときは次号による。）

金 { 代金の1割 } 円

(2) 第11条及び第12条に定める義務に違反して指定期間満了の日までに指定用途以外の用途に供したとき、第13条に定める義務に違反して所有権の移転若しくは所有権の移転を主たる目的とする合併をしたとき又は第14条に定める義務に違反して権利の設定をしたとき

金 { 代金の3割 } 円

2 第1項の違約金は、第24条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(契約の解除)

第19条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(暴力団等の排除に係る契約解除)

第20条 甲は、乙が長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱（平成22年9月13日施行）別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認められた場合、催告その他の手続きを要することなく、本件契約を即時解除することができる。

2 甲が、第1項の規定により、本件契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

3 第1項の規定により、本契約が解除された場合においては、乙は、第2条に定める売買価格の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

(返還金等)

第21条 甲は、第19条及び第20条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

4 甲は、解除権を行使したときは、乙に対し乙が売買物件から利得した果実を請求しない。

(原状回復及び返還)

第22条 乙は、甲が第19条及び第20条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。なお、この場合において、乙は、売買物件に乙所有の物件が所在するときは、当該物件の所有権を放棄しなければならない。

2 乙は、第1項ただし書きにおいて、売買物件が滅失又は毀損しているときは、契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項の定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書及び乙所有の物件の所有権放棄に関する書類を、甲に提出しなければならない。

(特別違約金)

第23条 甲は、乙が第11条から第14条までに定める義務に違反した場合には、甲の選択により、第19条に定める解除権の行使に代えて特別違約金を請求することができる。この場合において、乙が特別違約金を納付したときは、第10条に定める用途指定の特約は解除する。

2 第1項の特別違約金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 売買物件の用途指定違反時の時価額が売買代金を超える場合は、当該超過額

(2) 売買物件の用途指定違反時に支払わなければならない金額の2割に相当する額

(損害賠償)

第24条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(違約金等の相殺)

第25条 甲は、第21条第1項により売買代金を返還する場合において、乙が第18条及び第20条第3項に定める違約金又は第22条第2項若しくは第24条に定める損害賠償金等を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第26条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(協議)

第27条 本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたとき又は本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第28条 本契約に関する訴えの管轄は、長崎県庁所在地を管轄区域とする長崎地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

年　　月　　日

売扱人 住 所 長崎市尾上町3番1号

氏 名 長崎県知事 ○○ ○○

買受人 住 所

氏 名

売買物件の表示

所 在 地	種 目	数 量 m ²	売 買 價 格 円
長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲 3275番14	雑種地	13,845.49	
長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲 3277番10	宅地	388.14	
長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲 3276番4	雑種地	156.19	
長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲 3275番11	雑種地	454.49	
長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲 3275番23	雑種地	652.80	
長崎市伊王島町1丁目字仙崎甲 3275番24	雑種地	287.06	

	数量	備考
パーゴラ	1基	-
アーチトレリス	2基	-
ベンチ	5基	-
水飲	2基	-
園内アプローチ（車止め、散水栓含）	1式	-
花壇	6基	-
照明灯（1灯用）	23基	-
フットライト	18基	-
水道栓	11基	-
看板	13基	-
植栽木	1式	-

長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱

(目的)

第1条 この要綱は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)及び長崎県暴力団排除条例(平成23年長崎県条例第47号)の趣旨を踏まえ、県(警察本部を除く。)が行う契約の締結及び補助金等の交付から、暴力団及び暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)並びにこれらの威力を利用する者等を排除し、各種契約等の適正な履行を確保するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)各種契約等

物品の購入、修繕、業務委託、役務の提供、公有財産の貸付け及び売払いその他の契約の締結及び補助金等の交付をいう。

(2)暴力団

暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3)暴力団関係者

暴対法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団に協力し若しくは関与するなどこれと関わりを持つ者その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があつたもの、若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。

(4)法人等

県が各種契約等を行うに際し、当該契約等の相手方となりうる全ての法人及び個人をいう。

(5)有資格者等

県が行う一般競争入札及び指名競争入札の参加資格を有する者並びに随意契約の相手方として選定される者又は補助金等の交付を受ける者をいう。

(6)契約担任者

長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第2条第6号に規定する契約担任者をいう。

(7)補助金等

長崎県補助金等交付規則(昭和40年長崎県規則第16号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。

(8)不当要求

合理的な理由がないにもかかわらず、暴行、脅迫、威圧する言動その他の不当な手段により、違法又は不適正な要求をすること又は各種契約等の履行の障害となる行為をすることをいう。

(審査会)

第3条 各種契約等からの排除措置の厳格適正な運用を図るため、暴力団等排除審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、別表2に掲げる者で構成し、危機管理部長を委員長とする。委員長は、必要に応じて、危機管理対策監にその権限を委任することができる。ただし委員が出席できない場合は、当該委員が予め指名した者を代理とすることができる。

3 審査会において、必要と認める場合は、警察本部職員等、委員以外の者の意見を求めることができる。

4 審査会の事務は、防災企画課が行う。

(各種契約等からの排除措置)

第4条 知事は、法人等(有資格者等を含む。以下同じ。)が別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、審

査会の審議を経て、各該当要件に定められた期間、当該法人等を県が行う各種契約等から排除する措置を行うものとする。

2 前項の措置を行った場合は、「長崎県不当要求行為対策要綱」に定める不当要求行為対策委員会に報告するものとする。

(各種契約等からの排除措置の公表)

第5条 知事は、法人等に対し各種契約等からの排除措置を講じたときは、これを公表するものとする。

(法人等への通知)

第6条 知事は、各種契約等からの排除措置を講じたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式1により通知するものとする。

(一般競争入札からの排除)

第7条 契約担任者は、一般競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等の入札参加を認めてはならない。

2 契約担任者は、入札参加を認められた法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、その者の入札参加資格を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定に定める措置は、予め入札公告において周知するものとする。

4 契約担任者は、前2項の規定により入札参加資格を取り消したときは、入札参加資格を取り消した相手に通知するものとする。

(指名競争入札からの排除)

第8条 契約担任者は、指名競争入札を行うに当たり、各種契約等からの排除措置を受けている法人等を指名してはならない。

2 契約担任者は、指名された法人等が契約の締結までの間に各種契約等からの排除措置を受けたときは、指名を取り消し、又は契約の締結を行わないものとする。

3 前項の規定に定める措置は、予め入札執行通知書において周知するものとする。

4 契約担任者は、前2項の規定により指名を取り消したときは、指名を取り消した相手に通知するものとする。

(随意契約からの排除)

第9条 契約担任者は、各種契約等からの排除措置を受けている法人等を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、用地買収等契約の目的及び内容から当該法人等を随意契約の相手方とせざるを得ない場合にあっては、この限りでない。

(下請負等の禁止)

第10条 契約担任者は、契約の相手方が各種契約等からの排除措置を受けている法人等に対し、当該契約に定める事業又は事務を委託し、又は請け負わせることを承認してはならない。

(悪質加重規定)

第11条 知事は、法人等が各種契約等からの排除措置期間中に、さらに別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当する行為を行うなど、審査会において悪質と判断した場合は、別表1に掲げる期間を最長2倍まで延長することができるものとする。

2 前項の規定に関わらず、当初の排除措置期間の2倍した期間と当初排除期間と延長に係る措置要件に該当する排除措置期間の合算した期間を比較して、いずれか長い期間を適用するものとする。

3 第1項の規定により排除措置期間を延長したときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式2により通知するものとする。

(排除措置の解除)

第12条 知事は、第4条第1項及び前条第1項の規定による各種契約等からの排除措置を受けた法人等が排除措置期間満了時及び満了後において、当該排除措置要件に該当しないことが確認できたときは、当該法人等に対しその旨を別紙様式3により通知するものとする。

(補助金等の交付の相手方からの排除)

第13条 知事は、各種契約等からの排除措置を受けている法人等を、補助金等の交付の相手方としてはならない。ただし、補

助金等の交付の目的及び内容から当該法人等を交付の相手方とせざるを得ない場合にあっては、この限りでない。

2 前項の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

3 第10条の規定は、知事が補助金等の交付を行う場合について準用する。

(不当要求を受けた場合の報告等)

第14条 有資格者等は、県が相手方となる各種契約等の有無にかかわらず、不当要求を受けた場合(下請業者が受けた場合も含む。)、速やかに警察へ届け出なければならない。

2 有資格者等は、県との各種契約等に関し、不当要求を受けた場合(下請業者が受けた場合も含む。)、前項の警察への届出のほか、速やかに別紙様式4により県へ報告しなければならない。

(警察本部との連携)

第15条 県は本要綱を効果的に実施するため、警察本部と情報交換を行うなど、緊密に連携するものとする。

2 前項の手続に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(守秘義務)

第16条 関係職員は、本要綱の定めに基づき知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(適用除外)

第17条 各種契約等からの暴力団等の排除に関し、別に警察本部との間に協定書又は合意書を締結している場合若しくは暴力団等を排除する定めがある場合は、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年9月13日から施行する。

附 則(改正要綱)

この要綱は、平成23年7月27日から施行する。

附 則(改正要綱)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱による改正後の長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱第14条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(改正要綱)

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

別表1

措置要件	期間
1 法人等が、暴力団等である場合又は暴力団等が法人等の経営に事実上参加していると認められるとき。	通知日から6か月以上12か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
2 法人等が、業務に関し、不正に財産上の利益を得る目的、又は第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
3 法人等が、いかなる名義を持ってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭・物品その他財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
4 法人等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
5 法人等が、暴力団等が経営若しくは運営に実質的に関与している者又は4に該当する者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。	通知日から2か月以上6か月以内、かつ当該措置要件に該当しないことが確認できるまで。
6 有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかつたとき。	通知日から2か月以上4か月以内。
7 県との契約に関し、有資格者等が、暴力団等から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ県へ報告しなかつたとき。	通知日から2か月以上4か月以内。

別表2 暴力団等排除審査会を構成する委員

	所属	職名
委員	危機管理部	危機管理部長、防災企画課長
	総務部	総務文書課長 財政課長 管財課長
	土木部	建設企画課長
	出納局	会計課長 物品管理室長

物 件 調 書 (公園)

1 土地の概要				
所 在 地	長崎市伊王島町一丁目字仙崎甲3275番14、 3276番4、3277番10		地 目	宅地、雑種地
住 居 表 示			形 状	ほぼ整形
面 積	(実測面積) 14,389.82m ²	(登記簿面積) 14,389.14m ²		
接 面 道 路 の 幅員 及び 構造	幅員約12mの舗装道に面しています。			
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	非線引都市計画区域	用途地域	指定なし
	建ぺい率	70%	容 積 率	200%
	その他の制限	長崎県建築基準条例第21条		
所有権を制限する権利設定	特になし			
私道の負担等 に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容	
	道路後退の有無	無	負担の内容	
供給施設の 整備状況	供給施設	事 業 所 名		電 話 番 号
	電 気	引込可	九州電力(株)長崎営業所	0120-986-405
	上 水 道	引込可	長崎市上下水道局	095-829-1207
	下 水 道	引込可	長崎市上下水道局	095-829-1207
	都市ガス	無		
交 通 機 関	鉄 道	JR「長崎」駅約19km		
	バ ス	長崎市コミュニティバス「学校前」バス停近接		
公 共 施 設	市役所	長崎市役所伊王島地域センター	近接	
	中学校	伊王島中学校	近接	
	小学校	伊王島小学校	近接	
2 建物の概要				
所在地	なし		家屋番号	なし
種類	なし	構造	なし	
床面積	なし			
建築時期	なし			
◎参考事項(物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)				
<p>1. 平成元年から伊王島リゾート公園として利用されていました。</p> <p>2. 土地には公共用消火栓1本がありますが、現状のまま引き渡します。買受人はそれを承諾し、それを前提として本物件を購入するものとなります。移設・撤去等が必要な場合は所有者である長崎市と協議をお願いします。 買受人と所有者の協議の結果について県は責任を負いません。</p> <p>3. 芝生の一部や縁石などが、隣接する長崎県所有敷地に続いておりますが、現状のまま引き渡します。 購入者はそれを承諾し、それを前提として本物件を購入するものとなります。 購入した敷地について形状変更や構築物の建設等を行う場合は、隣接する敷地を管理する長崎県港湾漁港事務所と協議をお願いします。</p> <p>4. 土地には売買物件の表示に記載されている工作物等がありますが、現状のまま引き渡します。 買受人はそれを承諾し、それを前提として本物件を購入するものとなります。</p> <p>5. 2~4に記載している項目以外についても現状のまま引き渡します。必ず現地の確認をお願いします。 買受人はそれを承諾し、それを前提として本物件を購入するものとなります。</p> <p>6. 都市計画法や建築基準法などの法令に基づく制限や、道路との接道関係、供給施設の整備状況等は物件調書に記載しておりますが、必ず管理者や関係団体に確認をお願いします。</p> <p>7. 道路に6メートル以上接していないため、長崎県建築基準条例第21条により、延べ床面積1,000m²を超える建築物の制限があります。</p> <p>(参考)長崎県建築基準条例 第21条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)が 1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で特定行政庁が安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。</p>				

物 件 調 書 (植栽帯)

1 土地の概要					
所 在 地	長崎市伊王島町一丁目字仙崎甲3275番11、 3275番23、3275番24		地 目	雑種地	
住 居 表 示			形 状	帯状地	
面 積	(実測面積) 1,394.35m ²	(登記簿面積) 1,393.00m ²			
接面道路の幅員及び構造	幅員約6mのカラー舗装の遊歩道に面しています。				
都市計画法・建築基準法に基づく制限	区域区分	非線引都市計画区域	用途地域	指定なし	
	建ぺい率	70%	容積率	200%	
	その他の制限				
所有権を制限する権利設定	特になし				
私道の負担等に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給施設の整備状況	供給施設	事 業 所 名		電 話 番 号	
	電 気	引込可	九州電力(株)長崎営業所	0120-986-405	
	上 水 道	引込可	長崎市上下水道局	095-829-1207	
	下 水 道	引込可	長崎市上下水道局	095-829-1207	
	都市ガス	無			
交 通 機 関	鉄 道	JR「長崎」駅約19km			
	バ ス	長崎市コミュニティバス「学校前」バス停近接			
公 共 施 設	市役所	長崎市役所伊王島地域センター		近接	
	中学校	伊王島中学校		近接	
	小学校	伊王島小学校		近接	
2 建物の概要					
所在地	なし		家屋番号	なし	
種類	なし	構造	なし		
床面積	なし				
建築時期	なし				
◎参考事項(物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)					
1. 平成元年から伊王島リゾート公園として利用されていました。 2. 縁石などが、隣接する長崎県所有敷地に続いておりますが、現状のまま引き渡します。 購入者はそれを承諾し、それを前提として本物件を購入するものとなります。 購入した敷地について形状変更や構築物の建設等を行う場合は、隣接する敷地を管理する長崎県港湾漁港事務所と協議をお願いします。 3. 土地には売買物件の表示に記載されている工作物等がありますが、現状のまま引き渡します。 買受人はそれを承認し、それを前提として本物件を購入するものとなります。 4. 2、3に記載している項目以外についても現状のまま引き渡します。必ず現地の確認をお願いします。 買受人はそれを承諾し、それを前提として本物件を購入するものとなります。 5. 都市計画法や建築基準法などの法令に基づく制限や、道路との接道関係、供給施設の整備状況等は物件調書に記載しておりますが、必ず管理者や関係団体に確認をお願いします。					